

令和 2 年 5 月 2 9 日

会員 各位

日耳鼻埼玉県地方部会会長 加瀬 康弘
埼玉県耳鼻咽喉科医会会長 谷本 秀司

耳鼻咽喉科におけるネブライザー療法について

標記について、別添のとおり（一社）日本臨床耳鼻咽喉科医会から通知がございましたので、ご了解くださいますようお願いいたします。

担 当：事務局 養田
電 話：048-824-2611
FAX：048-822-8515

令和 2 年 5 月 27 日

都道府県耳鼻咽喉科医会
医会長 各位

(一社) 日本臨床耳鼻咽喉科医会
会 長 福與 和正
副会長 川 崙 良明
副会長 藤岡 治
副会長 浅井 英世

全国的な緊急事態宣言の解除にあたって

日頃は医会の事業に多大なご支援・ご協力を賜りまして心よりお礼を申し上げます。

さて、耳鼻咽喉科のネブライザー療法が新型コロナウイルス感染症の原因となるという確たるエビデンスはありませんでしたが、諸般の状況を鑑みてネブライザー療法を中止あるいは症例を選んで実施しておられた会員の先生方が多数おられたことと思います。

5 月 26 日には全国的に緊急事態宣言が解除され、多くの地域で感染者の発生が減少してきています。また、日本環境感染学会の「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド」にエアロゾルが発生しやすい状況としてネブライザー療法が挙げられていましたが、5 月 7 日に発出された同学会の対応ガイドの第 3 版において「ここで述べているネブライザー療法は肺炎の治療に対して行われるものであり、耳鼻咽喉科で使用するような薬剤投与に用いるネブライザーは該当しません」と明記されました。このような状況の変化に伴ってネブライザー療法等の再開を検討されている会員の先生方がおられることと思います。ネブライザー療法の再開に当たっては院内の換気、周りとの間隔の保持、機器や器具の消毒等について十分な対策を取られたうえで、各地域の感染者の発生状況を総合的に判断して行っていただきますようお願いいたします。